

申請がはじまります！

臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率引上げに際し、経済的な負担を軽減するための臨時的な措置として、所得の低い方には「臨時福祉給付金」を、子育て世帯には「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

基準日（平成26年1月1日）に当別町に住民票があり、支給対象者の要件を満たしている方には、当別町から、いずれかの給付金を支給いたします。（ただし、生活保護を受けている方は除きます。）それぞれの給付金の対象者、給付額は次のとおりです。

①臨時福祉給付金

▼支給対象者

- 平成26年度分町民税（均等割）が課税されない方
※ご自身を扶養している方が課税される場合などは対象外。

▼給付額：支給対象者1人につき、1万円

- 対象者の中で次のいずれかの年金や手当などを受給している方は、5千円を加算する。
（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当など）

②子育て世帯臨時特例給付金

▼支給対象者

- 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者
- 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方（下の表を参照）
※ただし、臨時福祉給付金の対象者は対象外。

▼給付額：対象児童1人につき、1万円

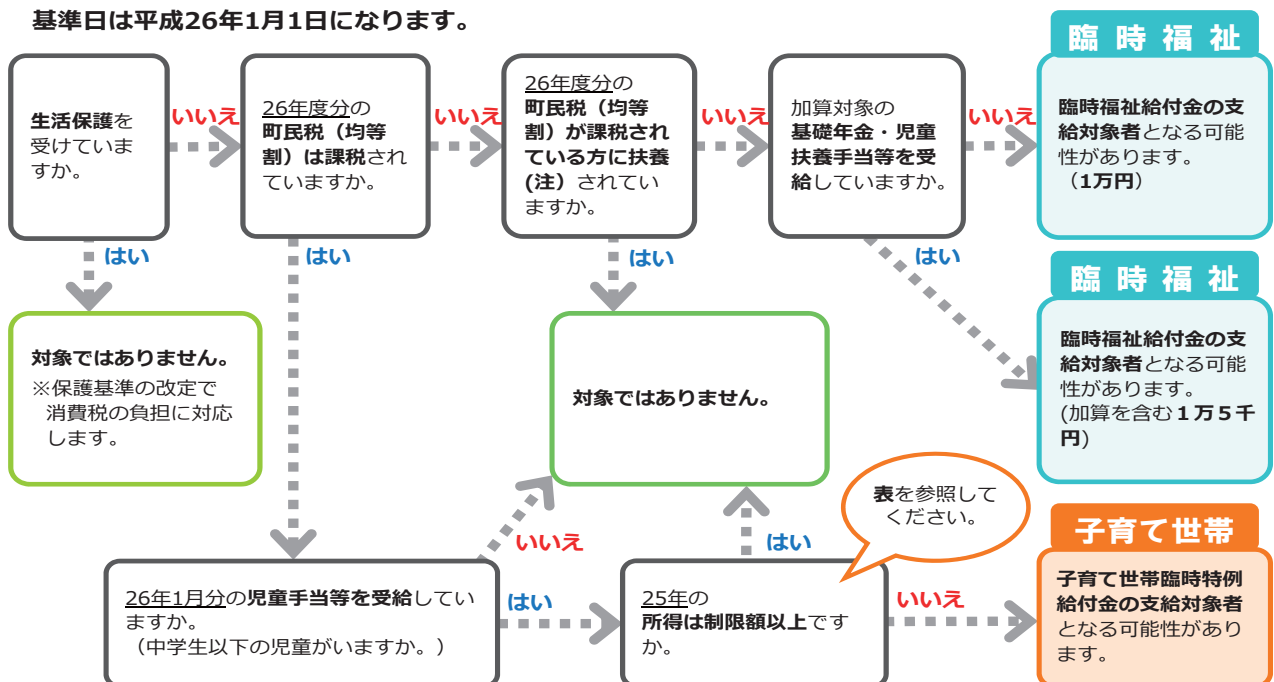
- 対象児童とは、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童とする。

表【児童手当の所得制限限度額目安】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

対象者診断チャート ※ご確認ください

基準日は平成26年1月1日になります。



(注) この給付金での扶養とは、税法上の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を指します。

※ 当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

《申請の手続き》

①全世帯に「申請書送付申込書兼同意書」を送付します。【※6月中旬、町から郵送】



②「申請書送付申込書兼同意書」が届きましたら、内容をご確認ください。
ご自身が支給対象者と思われる方は、「申請書送付申込書兼同意書」を記入し、返送してください。
※ここで、「申請書送付申込書兼同意書」に記載されている「税情報の利用」に同意していただいた方にのみ、次へ進みます。）



③「申請書送付申込書兼同意書」を返送された方について、町で支給対象要件を確認し、支給対象となられる方に、申請書を送付します。



④町から申請書が届きましたら、申請書に本人を確認できる書類と指定口座が確認できる書類を添えて、郵送または窓口に持参してください。

【受付期間：7月14日(月)～10月14日(火)】

※受付期間内に申請できない場合は、下記ゆとり担当までお問合せください。

- 本人を確認できる書類
住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳等の写し等
(詳しくは、後日送付します申請書でご確認ください。)
- 指定する口座が確認できる書類
通帳の写し(開いて1ページ目の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかるもの)またはキャッシュカードの写し
※「子育て世帯臨時特例給付金」について、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。



⑤提出していただいた申請書などの内容を確認し、給付金を支給します。
※指定する口座へ入金します。

▼問合せ 厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル・☎0570-037-192)
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金実施本部(ゆとり内・☎25-2667)

支給対象者で次の方は…

※平成26年1月2日以降に当別町へ転入された方

前住所地での申請となります。具体的な申請期間や手続きについては、前住所地の所在市町村へお問合せください。

※公務員の方

所属庁から児童手当が給付されているため、所属庁から「子育て世帯臨時特例給付金申請書」や「児童手当受給状況証明書」が交付されていると思いますが、今回の給付金の申請手続きは、基準日に住民登録のある住所地へ申請いただくこととなります。

基準日に当別町へ住民登録のある公務員の方は、後日郵送等で当別町へ申請していただくことを予定しております。

所属庁から交付のあった今回の書類等については、申請開始時期まで大切に保管してください。

◆ご注意ください “振り込め詐欺” “個人情報の詐取”

- ・町や厚生労働省などからATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・町等から「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を給付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

